

恒春の丘からのお知らせ

重要!

2020年5月号

☆医療保険者証・介護保険負担割合証などの更新に関して☆

以下の保険者証の有効期限近づいてまいりましたのでお知らせ致します。
有効期限は2020（令和2）年7月31日までにまでです。

- 1・介護保険負担割合証
対象者 ⇒ 全員
- 2・介護保険負担限度額認定証
対象者 ⇒ 認定を受けている方
- 3・後期高齢者被保険者証
対象者 ⇒ 75歳以上（一部除く）の方、全員
- 4・後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証
対象者 ⇒ 75歳以上（一部除く）の方で、認定を受けている方
- 5・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
対象者 ⇒ 75歳未満の方で、認定を受けている方
- 6・社会福祉法人による利用者負担軽減確認証
対象者 ⇒ 認定を受けている方



介護保険負担限度額認定証につきましては、区(市)役所より届きます更新申請書（既已取得されている方のみ）と必要書類をご用意の上、お早めにご家族様の方で手続きをお願いいたします。（“国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証”、“社会福祉法人による利用者負担軽減確認証”も毎年更新手続きが必要です。こちらは更新に必要な書類は送られてきませんのでご注意ください。）その他に関しましては基本的に対象者に新しい認定証等が送られてきますが、新規の方は申請が必要です。新しい認定証が届きましたら、当施設にご提出をお願い致します。尚、申請書の提出が遅れますと自己負担分の軽減が受けられない期間が生じてしまう場合がございますのでご注意ください！

恒春の丘からのお知らせ

2020年5月号

☆オンライン面会☆



新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、政府より4月7日に緊急事態宣言が発出されました。当初5月6日までの予定ではありましたが、1ヶ月程度の延長となりました。恒春の丘でも4月1日より感染症対策の為面会を禁止させていただいております。面会禁止の解除が見通せない中、ご利用者様・ご家族様には精神的にも大変大きなご負担をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。面会に関しましては様々なご意見を頂いておりますが、緊急事態宣言における外出の自粛要請や行政からの様々な通知等を考慮し、今できることを少しでも思いから、オンライン面会を開始させていただくこととなりました。使用できるアプリや日時に制限があり、まだまだご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきたく思います。同時に介護課からも近況のお手紙を書かせていただきました。また、日々のご様子に関しましては電話等でもお問い合わせは可能です。

新型コロナウイルス感染症に負けないように職員一同力を合わせて頑張っていきます。ご家族様におかれましてもお体ご自愛下さい。



☆美容サービス一時再開☆

訪問美容サービスを中止しておりましたが、5月19日より一時再開することになりました。サービス内容はカットのみとなります。

普段のご対応方法とは異なり、十分に感染予防策を取っての施術を行ってまいります。(消毒の徹底。フェイスシールドや予防服を着用。他の方と2m以上間隔をあけての施術など)

カットの順番に関しまして、ご家族様より予め希望としてお受けしている「ご利用メニュー」「ご利用方法」を参考にし、また、髪の状態を鑑み進めさせていただきますので、何卒ご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

尚、6月の美容日程は未定です。



特別養護老人ホーム 恒春の丘

【相談課】 高野 竹内 福田 渡辺 片山